

静岡市地域防災計画

(令和8年1月修正)

風水害対策編

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的 【水防】	1
第2節 計画の構成	1
第3節 用語の定義 【水防】	3
第4節 水防の責任等 【水防】	6
第5節 津波における留意事項 【水防】	8
第6節 安全配慮 【水防】	8
第7節 予想される災害と地域	9
第2章 災害予防計画	11
第1節 河川の災害予防計画	11
第2節 倒木被害防除計画	15
第3節 防災知識の普及計画	15
第4節 住民の避難誘導體制	16
第5節 警戒避難体制整備計画	16
第6節 自主防災組織の体制強化	18
第7節 水防訓練	18
第3章 災害応急対策	19
第1節 水防組織 【水防】	19
第2節 配備体制 【水防】	20
第3節 職員の動員計画	25
第4節 協力応援 【水防】	25
第5節 通信連絡 【水防】	28
第6節 水防監視 【水防】	29
第7節 地下街などの危険区域の状況把握	29
第8節 気象予報等の情報収集、伝達	30
第9節 洪水予報 【水防】	31
第10節 水防警報等 【水防】	34
第11節 巡視及び警戒とその措置 【水防】	41
第12節 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送 【水防】	42
第13節 水防活動の実施 【水防】	43
第14節 避難 【水防】	43
第15節 堤防等の決壊時の処置 【水防】	44
第16節 水防信号及び標識並びに身分証票 【水防】	45

第 17 節	水防報告等	【水防】		46
第 18 節	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置			
	【水防】		46	
第 19 節	応急仮設住宅等			49
第 20 節	障害物の除去			50
第 21 節	その他	【水防】		50

図表一覧

風水害対策編

図表番号	タイトル	頁
表 1－1	部局名表記の略号一覧	2
表 3－1	水位情報の提供方法	26
表 3－2	河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法	26
表 3－3	気象予報等の提供方法	30
図 3－1	静岡県の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の設定	41

第 1 章 総則

第 1 節 目的 【水防】

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき作成する「静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」の「風水害対策編」として定めるものである。静岡市内における風水害の予防と風水害時の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を風水害から守ることを目的とする。

なお、本計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定に基づき、静岡県知事から指定された指定水防管理団体である静岡市が、水防法第 33 条第 1 項の規定及び法の趣旨に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、静岡市の地域にかかる河川、海岸等の洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として定められる水防計画を包括した計画とする。

※本編における水防計画該当箇所には、「【水防】」と明記する。

第 2 節 計画の構成

風水害対策編は、以下の各章から構成する。

第 1 編 総則	この計画の目的、構成、予想される災害等、計画の基本となる事項を示す。
第 2 編 災害予防計画	平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
第 3 編 災害応急対策	災害が発生又は発生しようとしている場合の対策を示す。

※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。

※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。

表 1-1 部局名表記の略号一覧

局等	部	略号
危機管理局		危機
総務局		総務
総合政策局		総政
財政局	財政部	財政
	税務部	税務
観光文化・市民局		観光・市民
区役所		区
環境局		環境
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉
	地域支え合い推進部	地支
	保健衛生医療部	衛生
	保健所	保健所
	清水病院	病院
こども未来局		こども
経済局	商工部	商工
	海洋政策部	海洋
	農政部	農政
都市局	都市計画部	都市
	建築部	建築
建設局	土木部	建設
	道路部	
会計室		会計
消防局	消防部	消防
	警防部	
上下水道局	経営管理部	経営
	水道部	水道
	下水道部	下水
教育局		教育

第3節 用語の定義 **【水防】**

この計画における主な用語の定義は、以下のとおりである。

1 静岡市水防本部

洪水、高潮、津波のおそれがあると認められるときは、水防管理者（市長）は、水防に関する課、水防団及び消防団にて構成する水防本部を設置する。ただし、静岡市災害対策本部が設置された場合、水防本部は、災害対策本部に統合される。

2 静岡市災害対策本部

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備及び災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたとき、法及び静岡市災害対策本部条例(平成15年市条例第294号)に基づき設置する機関をいう。

3 水防管理団体(水防法第2条第2項)

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。

4 指定水防管理団体(水防法第4条)

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。静岡市は昭和53年5月9日に指定されている。

5 水防管理者(水防法第2条第3項)

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者をいう。本計画にあつては静岡市長を指す。

6 消防機関(水防法第2条第4項)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう。

7 消防機関の長(水防法第2条第5項)

消防本部を置く市にあつては消防長を、消防本部を置かない市にあつては消防団の長をいう。本計画にあつては静岡市消防長を指す。

8 水防団

水防法第6条に規定する水防団をいう。

9 量水標管理者

- (1) 量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(水防法第2条第7項、水防法第10条第3項)。
- (2) 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところによ

り、水位を通報及び公表しなければならない(水防法第12条)。

10 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(水防法第10条第2項、水防法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。

11 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、海岸(水防警報河川等)について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(水防法第2条第8項、水防法第16条)。

12 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(水防法第13条)。

13 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

14 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(水防法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるとときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

15 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(水防法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるとときは、その水位の状況を公表しなければならない。

16 避難判断水位

氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水

位をいう。市町長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

17 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町長の避難指示の発表判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

18 洪水特別警戒水位

水防法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

19 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

20 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（水防法第14条）。

21 水防計画

- (1) 市は、静岡県水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更しなければならない。
- (2) 水防計画を変更するときは、あらかじめ静岡市防災会議（以下「防災会議」という。）に諮る。
- (3) 水防計画を変更したときは、その要旨を公表するとともに静岡県知事に届け出る。
- (4) 水防計画を定めたときは、関係機関に配布する。
- (5) 水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」を参考に作成する。

22 大規模氾濫減災協議会（水防法第15条の9）

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進する。

第4節 水防の責任等 【水防】

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 市

- (1) 水防組織の確立(水防法第3条)
- (2) 水防団、消防団の整備(水防法第5条)
- (3) 水防団員等の公務災害補償(水防法第6条)
- (4) 水防倉庫、資器材の整備
- (5) 通信連絡系統の確立(水防法第27条)
- (6) 平時における河川、遊水池及び海岸等の巡視(水防法第9条)
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(水防法第15条)
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(水防法第15条)
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告(水防法第15条)
- (10) 予想される水災の危険の周知(水防法第15条)
- (11) 水防従事者に対する災害補償(水防法第45条)
- (12) 消防事務との調整(水防法第50条)
- (13) 水防計画の作成及び変更(水防法第33条)
- (14) 水防時における適正な水防活動の実施
主たる内容は
 - ア 水防に要する費用の自己負担の確保(水防法第41条)
 - イ 水防団及び消防機関の出動体制の確保(水防法第17条)
 - ウ 通信網の点検
 - エ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保
 - オ 雨量、水位観測等の的確な実施
 - カ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(水防法第19条)
 - キ 警戒区域の設定(水防法第21条)
 - ク 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置(水防法第25、26条)
 - ケ 公用負担(水防法第28条)
 - コ 住民の水防活動従事の指示(水防法第24条)
 - サ 警察官の出動要請(水防法第22条)
 - シ 避難のための立退きの指示(水防法第29条)
 - ス 自衛隊の派遣要請(知事を経由する 自衛隊法第83条)
 - セ 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請(水防法第23条)
 - ソ 水防解除の指示
 - タ 水防てん末報告書の提出(水防法第47条)
- (15) 水防団員数の確保(水防法第35条)
- (16) 水防訓練の実施(水防法第32条)

2 県

- (1) 県内の水防管理団体が行う水防の十分な実施の確保(水防法第3条)
- (2) 指定水防管理団体の指定(水防法第4条)
- (3) 水防計画の策定及び要旨の公表(水防法第7条)
- (4) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法)
- (5) 都道府県水防協議会の設置(水防法第8条)
- (6) 水防事務の調整及び円滑な実施(水防法第3条)
- (7) 気象予報及び警報、洪水予報の通知(水防法第10条)
- (8) 洪水予報の発表及び通知(水防法第11条、気象業務法第14条)
- (9) 水位の通報及び公表(水防法第12条)
- (10) 水位周知河川の水位到達情報通知及び周知(水防法第13条)
- (11) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(水防法第14条)
- (12) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(水防法第15条)
- (13) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示(水防法第16条)
- (14) 水防信号の指定(水防法第20条)
- (15) 避難のための立退きの指示(水防法第29条)
- (16) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(水防法第30条)
- (17) 水防団員の定員の基準の設定(水防法第35条)
- (18) 水防管理団体が負担する費用の補助(水防法第44条)
- (19) 水防に関する必要な報告(水防法第47条)
- (20) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言(水防法第48条)

3 国土交通省

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条)
- (2) 洪水予報の発表及び通知(水防法第10条、気象業務法第14条)
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表(水防法第12条)
- (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(水防法第13条)
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(水防法第13条)
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(水防法第14条)
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置(水防法第15条)
- (8) 水防警報の発表及び通知(水防法第16条)
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示(水防法第31条)
- (10) 特定緊急水防活動(水防法第32条)
- (11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(水防法第48条)

4 気象庁

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知(水防法第10条、気象業務法第14条)
- (2) 洪水予報の発表及び通知(水防法第10条、法第11条並びに気象業務法第14条)

5 居住者等

- (1) 水防活動への従事(水防法第 24 条)
- (2) 水防通信への協力(水防法第 27 条)

第 5 節 津波における留意事項 【水防】

- ・ 津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。
- ・ 遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。
- ・ 遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。
- ・ 近地津波で、かつ安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、水防従事者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防従事者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第 6 節 安全配慮 【水防】

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防従事者自身の安全は確保しなければならない。なお、水防従事者自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- ・ 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・ 津波浸水想定区域内にある水防団、消防機関は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・ 平時から、水防活動時の安全確保について、水防従事者に周知、啓発する。

第7節 予想される災害と地域

1 風水害

市内には、安倍川・富士川といった一級河川をはじめ、約130の河川が流れており、河川整備を進めているが、気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には、6～7月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

(1) 安倍川流域（一級河川）

安倍川は県内でも有数の急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れなど崩壊地等から膨大な砂流出が発生する急流土砂河川である。河口部で合流する支川の丸子川沿川の下川原地区などの低平地では内水氾濫による被害が発生している。

(2) 富士川流域（一級河川）

富士川は日本三大急流の一つであり、計画高洪水流量は北松野で16,600 m³/sと非常に大きな流量となっている。駿河湾から山梨・静岡県境までの区間是一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。

(3) 巴川流域（二級河川）

巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。平成15年、16年、26年、令和4年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。

(4) 興津川流域（二級河川）

興津川は、黒川、布沢川、中河内川などの支川を併せながら清水区の東部を流下し、駿河湾に注いでいる。令和4年には台風第15号に伴う大雨により、承元寺取水口が土砂や流木で閉塞等し、断水被害が発生した。

2 高潮・高波

本県は太平洋に面し、長い海岸線を持ち、台風、低気圧等の影響を受けやすいため、全海岸線にわたって災害が予想される。

季節的には8～10月にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。

3 土砂災害

市内の土砂災害警戒区域は、◇資料編による。

◇資料編7－1：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表、国土交通省所管地すべり防止区

域指定箇所数総括表、危険箇所整備表

◇資料編 7－2：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

◇資料編 7－3：地すべり防止区域指定一覧表

◇資料編 7－4：土砂災害（特別）警戒区域指定箇所数

◇資料編 7－5：土砂災害（特別）警戒区域一覧

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 河川の災害予防計画

[危機、観光・市民、福祉、こども、農政、建築、建設、下水、教育]

1 治水事業

市域には安倍川・藁科川・巴川・興津川・庵原川をはじめ、大小多数の河川を擁している。

安倍川、藁科川は全国屈指の急流であるが、市街地を流れる中小河川は緩流となっており、複雑な治水対策が要求される。

これらの河川については、各所管の河川整備計画をはじめ静岡市雨水総合排水計画等により改修事業が進められているが、上流地域における森林の伐採、採石あるいは流域一帯の開発が著しいことなどにより、流況、流路及び河床の状況が大きく変化しつつあることから、実態の把握に努めるとともに、災害予防のために流路、護岸、えん堤、調整池及びその他諸施設の積極的な整備促進を図る。

(1) 一、二級河川整備の促進

国、県、市において、各所管の河川整備計画に基づき、改修事業が進められているが、近年の著しい地域開発等による流域及び河川の状況を把握し、災害防止施設整備の促進を図る。

(2) 中小河川整備の推進

市街地の外縁的な伸展に伴い、雨水流出量の増加により相対的に浸水・溢水被害の増大が想定されるため、市街地周辺の中小河川について河道整備、局部改良工事及び調整池等の整備を環境に配慮しながら推進し浸水被害の軽減を図る。

(3) 内水排除対策の推進

計画降雨に対する雨水はさることながら、洪水に比べ頻繁に発生する内水による浸水の排除を目的に、主に市街地の雨水渠及びポンプ施設等の整備を進めることで浸水被害の軽減を図る。

(4) 雨水流出抑制の推進

土地利用事業については、雨水流出の調整を指導する。

また、市内の広範囲にわたり雨水貯留施設及び浸透施設を整備するとともに、ため池等の事前放流や貯留施設の中間排水を行うなど、既存施設をより効果的に活用することで、雨水の流出抑制を推進する。

(5) 遊水機能の保全及び確保

各所管の整備計画に基づく遊水地の整備促進を図るとともに、存地する農地及び既存の遊水施設の保全に努め、浸水被害の軽減を図る。

2 事業計画

(1) 巴川水系河川整備計画・巴川流域水害対策計画

巴川流域の浸水被害を軽減するため、巴川の改修、多目的遊水地の築造、大谷川放水路の整備その他流域対策事業を促進する。

巴川流域の洪水被害軽減のため、昭和 54 年より総合治水対策事業を導入し、平成 16 年度に時間雨量 58mm に対応する整備が概成したが、流域の更なる治水安全度の向上を図るた

め、時間雨量 69mm に対応する流域整備計画を推進する。

(2) 静岡市雨水総合排水計画

都市計画区域内の河川法河川、公共下水道、都市下水路、法定外の水路（普通河川）及び道路側溝等について、将来の都市像を見据えた根幹となる排水の基本計画を作成し、浸水被害の軽減に努める。

(3) 静岡市浸水対策推進プラン

近年、市街化の進展による流量の増加に加え、局所的な集中豪雨により、河川や下水道の未整備の地区だけでなく、整備が進んでいる地区でも浸水被害が発生する状況を踏まえて策定した「静岡市浸水対策推進プラン」に基づいた対策を着実に進めるとともに、災害時における被害状況を踏まえ、必要な対策を追加することで更なる浸水被害の軽減に努める。

3 浸水想定区域の周知及び監視体制の整備

(1) 浸水想定区域の指定と周知

ア 浸水想定区域の種類及び指定等

現在、浸水想定には「洪水」によるものと「内水」がある。「洪水」は河川氾濫により被害を受けるもので「内水」は排水計画を上回る降雨や放流先河川水位などの影響により道路冠水及び床上床下浸水が生じるものである。これら各々の要因から浸水を想定し区域の指定と周知を行う。なお、指定は各管理者が行う。

イ ハザードマップによる防災意識の向上

洪水と内水による浸水対策には、行政が行う公助としてのハード対策の強化を進める一方、住民自らが災害対応する自助を促進することで被害の最小化を図ることが挙げられ、その方法の一つとしてハザードマップがある。ハザードマップによる情報発信は、住民視点で分かりやすくすることで平時から住民自身の自助及び防災の意識向上を目指すものである。

本市のハザードマップは、国、県が公表している洪水における浸水想定区域図に基づいて作成した「洪水ハザードマップ」と内水における浸水想定区域図に基づいて作成した「内水ハザードマップ」がある。

ウ 洪水ハザードマップによる避難確保等に資する情報提供

「洪水ハザードマップ」では、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、それらに必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びにこれらの施設への洪水予報等の伝達方法を記載している。

宅地建物取引業法により、水害ハザードマップが不動産取引時における重要事項説明の対象項目とされていることから、市は、宅地建物取引業者が適切に対応できるよう努める。

エ 内水ハザードマップによる浸水被害軽減の推進

「内水ハザードマップ」は、洪水よりも発生頻度が高い内水による浸水に関する情報を提供するもので、内水による浸水の影響は、市民生活及び企業活動にも密接な関わりをもっており、社会経済的な影響も大きい。そこで、緊急かつ効率的に浸水被害を軽

減するためには、住民の自助及び共助を効果的に推進し浸水被害の軽減を図る必要があるため、実災害等を踏まえ必要に応じ見直すこととする。

オ 既存ダムを活用した事前放流の推進

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

(2) 監視体制の整備

ア 住民への早期避難の呼びかけ

災害時において、市民の生命・財産を守るため、河川等の巡視・監視体制を構築するとともに、河川水位の上昇や内水氾濫などの危険性が高まるなど、浸水被害が発生するおそれがある場合は、事前に浸水想定区域内等の住民に避難の呼びかけ等を行うことで、安全な避難行動につなげる。

イ 監視体制の強化

監視体制の構築にあたっては、気象庁や河川管理者等からの情報収集に加え、巴川水位・氾濫域予測システムや、現在の浸水状況を把握するためのセンサー、危機管理型水位計などを活用することで、監視体制を強化する。

ウ 河川巡視等の活動方法

河川巡視等の活動方法については、▼「第3章 第11節 巡視及び警戒とその措置」による。

4 工作物の防災管理

防災上重要な工作物の管理者は、平時から点検・整備を十分にし、被害を拡大するような破損箇所については修理を行い、また、危険発生の場合の水防体制及び通信連絡の方法等についてあらかじめ検討するものとする。

5 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

(1) 検討事項及び地域防災計画への反映

市は、洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があったとき、雨水出水浸水想定区域の指定をしたときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法（水防法第15条第1項第1号）、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

(2) 地下街及び要配慮者利用施設への情報伝達

市は、地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。

ア 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

(3) 要配慮者利用施設の義務等

上記のうち、要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

ア 避難確保計画の作成

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

イ 訓練の報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

ウ 自衛水防組織の設置と報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

エ 市長による指示及び助言等

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

また、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画又は避難訓練の報告を受けたときは、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

(4) 住民への情報周知

市は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

(5) 危険物等関係施設の対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を確認するとともに、確認の結果、風水害等により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

6 連携体制の構築

水災については、静岡市、国土交通省及び県が組織する、洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、関係市町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するとともに、必要に応じて、応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第2節 倒木被害防除計画

[環境、農政、建設]

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、県は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第3節 防災知識の普及計画

原則として、▼共通対策編 第2章 第12節「防災知識の普及計画」に準ずる。

加えて、市は、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講ずる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成する。住民等への周知にあたっては、印刷物の配布や地理情報システム（GIS）等 Web サイトへの掲載などにより行うものとする。
- ・河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。
- ・決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。
- ・中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップについても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- ・地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。
- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成する。住民等への周知にあたっては、印刷物の配布や地理情報システム（GIS）等 Web サイトへの掲載などにより行うものとする。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- ・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するよう努める。

第4節 住民の避難誘導體制

(▼共通対策編 第2章 第13節「住民の避難誘導體制」に準ずる。)

第5節 警戒避難体制整備計画

[危機、観光・市民、福祉、子ども、建築、建設、区、消防、教育]

水害及び土砂災害に適切に対処するため、これらの災害が生じるおそれのある区域は必要に応じ、円滑な避難が行われるよう国、県と調整を図り、情報の収集及び伝達方法、連絡網の作成、緊急避難場所の選定等の警戒避難体制を整備する。なお、警戒避難体制の整備にあたっては、水防、消防、警察等の防災関係機関と必要に応じて協議する。

また、警戒避難体制の整備を必要とする地区住民に、迅速かつ適切に行動できるよう啓発及び助言を行い、同時に自主防災組織の育成強化に努める。

1 水害

(1) 大雨・洪水等に対する警戒避難体制

降水量の増加により、河川や地表水が増水して都市排水路等の溢水が生じたときは、常襲冠水地域等に情報を的確に伝える必要がある。市は、河川管理者が作成する浸水想定区域図に基づき洪水ハザードマップを作成するほか、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。

- ア 大雨、洪水等に対する危険性の周知及び啓発
- イ 常襲冠水地域等の住民への洪水情報の的確かつ迅速な伝達
- ウ 避難路・緊急避難場所の選定
- エ その他必要事項

(2) 地下街等又は高齢者等の要配慮者施設の浸水に対する警戒避難体制

地下街等における浸水対策については、浸水防止施設の設置も必要であるが、それだけでは限界があり、洪水時には安全な場所に避難することが重要である。

また、浸水想定区域内にある地下街等又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の管理者は、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、その利用者に洪水等に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。

2 土砂災害

(1) 土石流に対する警戒避難体制

土石流は、山腹や溪床を構成する土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨等によって水と一体となり、かゆ状となって一気に下流へと押し流される現象である。土石流は、その規模によっても異なるが、時速 20～40km という速度で流下し、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。

- ア 土石流の危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知

- ウ 土石流発生時の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・緊急避難場所の選定
- カ その他必要事項

(2) 地すべりに対する警戒避難体制

地すべりは、斜面の土塊が地下水などの影響によって地すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方に移動する現象で、一般的には、広範囲にわたり発生し、移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼす。また、一旦動き出すと完全に停止させることは非常に困難となるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。

- ア 地すべりの危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知
- ウ 地すべり発生時の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・緊急避難場所の選定
- カ その他必要事項

(3) がけ崩れに対する警戒避難体制

がけ崩れは、斜面が雨や地震等の影響によって、土の抵抗力が弱まり、崩壊する自然現象で、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。

- ア がけ崩れの危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知
- ウ がけ崩れ発生時の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・緊急避難場所の選定
- カ その他必要事項

(4) 市における警戒避難体制

ア 主旨

土砂災害防止法の定めにより、知事による土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、県・当該区域の自主防災組織等と連携して、警戒避難体制を整備する。

また、指定される見込みがある区域についても警戒避難体制の整備を図るよう努める。

◇資料編 7－5：土砂災害（特別）警戒区域一覧

イ 情報の収集

静岡市内部災害情報システムのほか、静岡県土木総合防災情報（サイポスレーダー）、気象庁の「地域気象観測システム（通称アメダス）」、「キキクル」や土砂災害警戒情報等を活用し、情報を収集する。

ウ 警戒又は避難行動を行うべき時期

警戒又は避難を行うべき時期は、気象情報、雨量情報、土砂災害発生予測等の情報、当該区域の住民等からの通報など、「避難情報判断・伝達マニュアル＜土砂災害編＞」に基づき判断する。

エ 警戒避難体制の整備と住民への周知

市は、土砂災害警戒区域等において、土砂災害警戒情報の発表時及び災害時に迅速かつ的確な避難及び救助ができるよう、土砂災害警戒情報又は避難に関する情報を、同報無線、静岡市防災メール、コミュニティFM放送、緊急速報メールなどで住民に一斉に

広報する。なお、区域に高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合、当該施設の管理者は、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、その利用者に土砂災害に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。

また、市は、土砂災害警戒区域等の住民に、情報伝達経路や、避難路・緊急避難場所・避難方法等を明らかにするとともに、その周知を図る。

オ 防災訓練の実施

警戒区域の指定を受けた地域の住民は、県や市と連携し、台風や大雨を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施するなど、的確な避難行動がとれるよう努める。

第 6 節 自主防災組織の体制強化

(▼共通対策編 第 2 章 第 16 節「自主防災組織の体制強化」に準ずる。)

第 7 節 水防訓練

[危機、消防]

- ・市は、毎年、水防団、消防機関等と水防技術の継承と向上を図るため、出水期前に土のう積み、木流し、月の輪、築廻しなどの水防工法の訓練を実施し、水防技術の向上を図る。
- ・また、市が主催する水防研修や中部又は関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。
- ・津波災害警戒区域を担当する水防団、消防機関は、津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第3章 災害応急対策

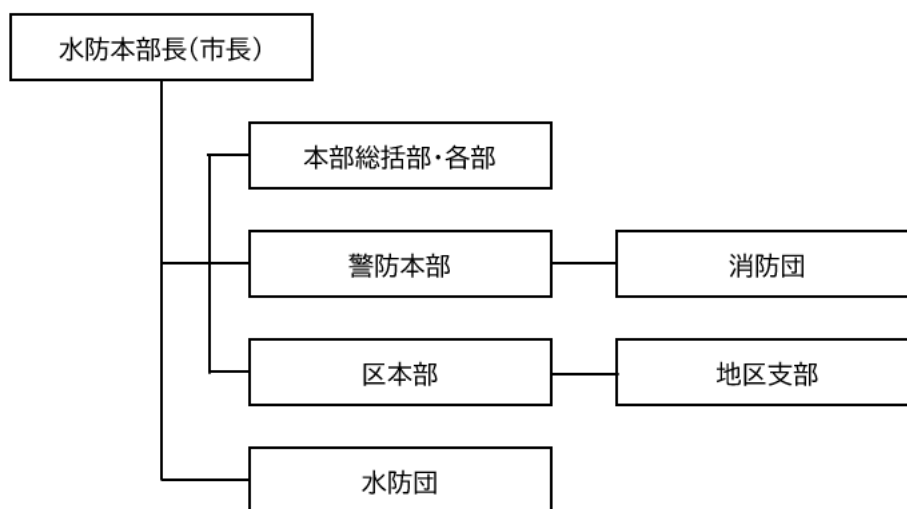
第1節 水防組織 【水防】

[危機、観光・市民、区、農政、都市、建設、消防、下水]

1 災害対策本部設置前の体制（静岡市水防本部）

（1）組織系統

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれなくなったと認められるときまで、市は水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。水防管理者に事故があるときは、災害対策本部長と同様の代理順位で事務を代理する。



※災害対策本部設置前であるが、災害対策本部の組織機構・事務分掌を適用する。

（2）水防本部事務分担

名称	部課名等	事務分掌
水防管理者	市長	市内の情報を収集し、必要な水防命令を発し、水防活動全般を総括する。
各部各班	各課・指定職員	◇資料編 2－18 のうち、水防に関連するもの
区本部		
水防団及び消防団	静岡市水防団 静岡市消防団	ア 堤防等の要水防箇所の監視・報告に関すること。 イ 水防災害に関すること。 ウ 救急救助に関すること。 エ 避難者の誘導と人命救助に関すること。 オ 支援活動に関すること。

◇資料編 2－18：災害対応（静岡市災害対策本部設置時等）に係る各部各班・区本部各班の事務分掌

2 静岡市災害対策本部の設置

静岡市災害対策本部が設置された場合は、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(▼共通対策編 第3章 第2節 1 防災体制「(2) 静岡市災害対策本部」に準ずる。)

第2節 配備体制 **【水防】**

[危機、観光・市民、区、農政、都市、建設、消防、下水]

1 災害対策本部設置前の配備体制（静岡市水防本部）

(1) 水防体制

気象台等から水防に関する警報等の発表があったときは水防体制に入る。水防管理者は気象情報、河川の水位等の警戒を厳にし、必要な人員を召集し、適当に交替させ、休養させるなど長時間に渡る水防体制の完遂を期し、緊急事態に備えた体制をとる。ただし、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

(2) 準備配備

準備配備に入る時期及び解除の基準は次のとおりとする。

ア 小規模な災害が発生した場合、又は水防事態の発生が予想され、水防活動の開始が考えられるとき

イ 県水防本部長からの水防指令が発令されたとき

ウ 大雨警報、洪水警報、高潮警報、暴風警報又は津波注意報が発表されたとき

◇資料編 2－20：災害時職員配備基準

エ その他状況に応じて呼び上げたとき

(3) 準備配備以降の体制

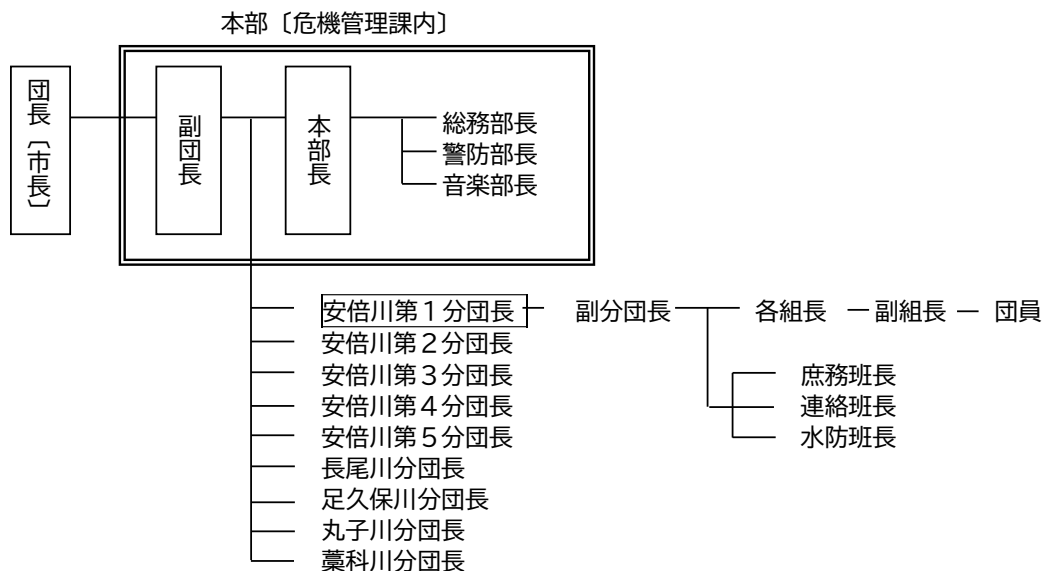
(▼共通対策編 第3章 第2節 組織計画 1 防災体制「(2) 静岡市災害対策本部」に準ずる。)

2 静岡市水防団及び消防団の配備体制

水防団及び消防団は随時、自己の管轄区域の堤防を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その状況を静岡市水防本部に報告する。

(1) 静岡市水防団

ア 組織



※1 団本部所管の各部の分掌事務は、静岡市水防団条例施行規則(平成15年市規則第261号)第2条第3項に規定するとおりとする。

※2 役員(団長以下、副組長まで)の職務は、同規則第4条から第11条までに規定するとおりとする。

イ 管轄区域

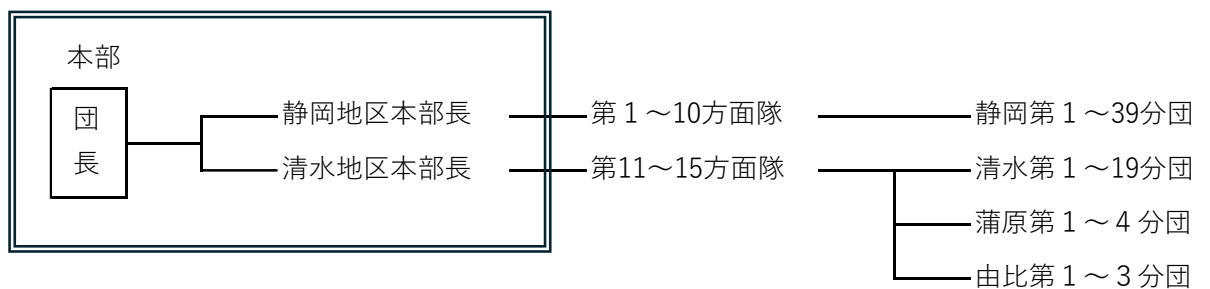
静岡市水防団条例(平成15年市条例第291号)別表第1に規定するとおりとする。

(2) 静岡市消防団

ア 組織

消防団は、水防団が管轄する河川等以外の河川等の水防を、消防団長の指揮下において行う。

ただし、水防状況は、水防本部において掌握する。



※ 静岡市消防団の組織、分掌事務等は、静岡市消防団の組織等に関する規則(平成20年3月27日規則第29号)に規定するとおりとする。

イ 管轄区域

(ア) 静岡地区本部に属する分団

要水防河川等		消防団	
河川名	延長(m)	担当地域	分団名
西山沢 西沢 ガニ沢 カラ沢 初之沢	600 400 300 400 1,500	葵区井川地区 (葵区口坂本地区を含む。)	静岡第 35 分団
天神沢 所沢	500 1,000	葵区井川地区	静岡第 38 分団
中河内川沢 西河内川沢	17,500 7,500	葵区玉川地区	静岡第 34 分団
安倍川	550	葵区大河内地区	静岡第 32 分団
藁科川	12,500	葵区清沢地区	静岡第 36 分団
藁科川	6,500	葵区大川地区	静岡第 37 分団
安倍川	23,000	葵区梅ヶ島地区	静岡第 33 分団
浅間沢川 ジャクシ沢川 安倍大沢川 湯島沢川	1,500 1,000 3,000 1,000	葵区郷島 〃 葵区俵沢 葵区油島	静岡第 22 分団
小鹿沢川 大慈悲院川	1,500 2,900	駿河区小鹿 駿河区池田、駿河区聖一色	静岡第 14 分団
吉田川	4,100	駿河区安居、駿河区古宿、駿河区中吉田、 駿河区平沢、駿河区谷田	静岡第 13・31 分団
麻機川	1,370	葵区有永、葵区北、葵区東	静岡第 19 分団
巴川	10,800	葵区前林、葵区赤松、葵区柳原、葵区北、 葵区下足洗新田、葵区上土新田、葵区古 庄、 葵区流通センター	静岡第 17・19 分団
後久川	1,400	葵区長沼、葵区古庄一丁目	静岡第 15 分団
小坂川	2,800	駿河区小坂、駿河区広野、駿河区用宗	静岡第 25 分団
浜川	2,100	駿河区石田、駿河区登呂、 駿河区敷地、駿河区高松	静岡第 11 分団
	2,100	駿河区西島、駿河区中島、駿河区西脇	静岡第 39 分団

(イ) 清水地区本部に属する分団

要水防河川等		消防団	
河川名	延長(m)	担当地域	消防団
稲瀬川	4,250	清水区宋原	清水第 17 分団

要水防河川等		消防団	
河川名	延長(m)	担当地域	消防団
内房境川	2,900	清水区宋原	清水第 17 分団
入川	800	清水区宋原	清水第 17 分団
興津川	21,700	清水区西河内、清水区中河内、 清水区小島、清水区興津	清水第 16・17・ 18・19 分団
小河内川	5,300	清水区小河内	清水第 17 分団
中一色川	2,500	清水区小河内	清水第 17 分団
中河内川	8,900	清水区中河内	清水第 18 分団
神沢原川	1,100	清水区中河内	清水第 18 分団
湯沢川	2,045	清水区河内	清水第 18 分団
布沢川	4,764	清水区西河内	清水第 19 分団
黒川	1,395	清水区西河内	清水第 19 分団
石沢川	940	清水区西河内	清水第 19 分団
波多内川	4,300	清水区庵原、清水区興津	清水第 15・16 分団
庵原川	6,700	清水区庵原、清水区横砂	清水第 14・15 分団
山切川	5,200	清水区庵原	清水第 15 分団
巴川	7,300	清水区江尻、清水区入江、清水区清水、 清水区浜田、清水区飯田、清水区高部、 清水区有度、清水区草薙	清水第 2・3・4・9・ 10・11・12・13 分団
大沢川	4,100	清水区船越、清水区追分、清水区渋川	清水第 3・8・12 分団
山原川	2,900	清水区飯田	清水第 10 分団
塩田川	3,000	清水区高部	清水第 11 分団
草薙川	3,850	清水区草薙	清水第 13 分団
継川	490	清水区高部	清水第 11 分団
瀬名新川	980	清水区高部	清水第 11 分団
滝ヶ原川	400	清水区駒越	清水第 6 分団

(ウ) 蒲原地区本部に属する分団

- ・蒲原第 1～4 分団は清水区蒲原地区内一円とする。
- ・由比第 1～3 分団は清水区由比地区内一円とする。

(3) 配備基準

水防団及び消防団の非常配備は、水防管理者からの指令によるものとし、以下の場合には管轄下の水防団及び消防団を配備させることができる。ただし、緊急非常の場合は、水防団にあっては副団長、消防団にあっては消防団長の判断によることができる。

ア 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

イ 水防警報指定河川にあっては知事からその警報の伝達を受けた場合

ウ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

配備区分	配備基準	配備態勢
待機	1 水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき	水防団及び消防団の連絡員は、本部との連絡体制をとり、団長は、その後の情勢を把握することに努め、又、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく ただし、団長・団員が常に情勢を把握できないときは、本部に詰めるものとする
準備	1 河川の水位が氾濫注意(警戒)水位に達してなお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき 2 気象状況により、高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長又は分団長は所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、水こう門、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	1 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき 3 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	▼第 13 節 水防活動の実施「3 水防配備の解除」による	

水防上の注意事項

1

洪水、津波、高潮のいずれにおいても、水防活動(避難誘導や水防作業)の実施にあたり、水防団又は消防団員自身の安全は確保しなければならない。

2

出動の際は、必要に応じ、水防団又は消防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。

3

水防団員及び消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は、命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

4

作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。

5

作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。

6

命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。

7

洪水時において堤防に異常が起こる時期は、満水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ、陥落等は、通常減水時に生じる場合が多い(水位が最大

配備区分	配備基準	配備態勢
洪水時の4分の3位に減少したときが最も危険)から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。		
8 水防体制解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。		
9 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。		

第3節 職員の動員計画

(▼共通対策編 第3章 第3節「職員の動員計画」に準ずる。)

第4節 協力応援 **【水防】**

[危機、建設、消防、下水]

1 河川管理者の協力及び援助

(1) 中部及び関東地方整備局の協力

河川管理者(中部及び関東地方整備局長)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、静岡市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 河川に関する情報の提供

情報の提供は、表 3-1 及び表 3-2 に示す方法で行う。

なお、光ファイバー網を通じての情報提供については、平成24年4月5日に締結された「中部地方整備局静岡河川事務所及び静岡国道事務所が整備する光ファイバー網と静岡市が整備する光ファイバー網との接続に関する協定」に基づき整備する、監視設備にて行うものとする。

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 静岡市が行う水防訓練等への参加

エ 静岡市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

オ 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

カ 国土交通省の災害対策用車両等の派遣

(ア) 水防管理者は、水害等の発生時の被害軽減等のため、国土交通省災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる(派遣に係る費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担する)。

(イ) 国土交通省災害対策用車両等の派遣要請をする場合には、静岡河川事務所管理課へ直接電話で連絡して、その際に使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受入担当者の連絡先等必要な事項をFAXにより通知する。

静岡河川事務所管理課	TEL 054-273-9105	FAX 054-205-1213
------------	------------------	------------------

また、派遣要請のできる災害対策用車両等一覧・派遣要請様式は、◇資料編4-54による。

◇資料編 4－54：【水防】災害対策用車両等一覧表、要請・回答様式（国土交通省 中部地方整備局）

表 3-1 水位情報の提供方法

提供方法	URL・電話番号
川の防災情報ホームページ	(一般向け) https://www.river.go.jp/ (市町村向け) https://city.river.go.jp/title_city.html
電話応答装置	(安倍川水系) 054-273-9247 (大井川水系) 054-273-9248 (富士川水系) 055-253-1118

表 3-2 河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法

河川名	情報の種別	標題及び URL (ホームページ)
安倍川	映像情報	ライブカメラ https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/livecamera/abekawa/
	浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/shinsui/
富士川	映像情報	富士川水系情報提供システム
	浸水想定情報	http://kofu-river-bosai.ktr.mlit.go.jp/

(2) 静岡県の協力

河川管理者(静岡県)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、静岡市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 河川に関する情報の提供

(ア) 情報提供を行う河川名及び水位観測所

◇資料編 4－50：【水防】雨量観測所・水位観測所・水門水位観測所・監視カメラ

(イ) 提供する情報

水位情報及び映像情報

(ウ) 提供する手段

提供方法	URL
サイポスレーダー	https://sipos.pref.shizuoka.jp
川の水位情報ホームページ	https://k.river.go.jp

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練等への参加

エ 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

オ 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(3) 河川管理者の援助

河川管理者(中部、関東地方整備局長及び静岡県知事)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

- ア 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- イ 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- ウ 市長に対して、過去の浸水情報の提供や、市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- エ 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

2 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 下水道に関する情報の提供
- (2) 水防管理団体が行う水防訓練等への参加
- (3) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (4) 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

3 水防管理団体相互の協力及び応援

- ・水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。(水防法第 23 条) ただし、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。
- ・他の水防管理団体から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行う。

4 自衛隊の派遣要請の要求

市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、法第68条の2に基づき、知事に対し、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定による要請をするよう求める。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにする。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

また、市長は、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

5 警察官の出動要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、当該区域を管轄する警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。(水防法第22条)

6 国(河川事務所、地方气象台)や県との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省河川事務所や静岡土木事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努める。

第5節 通信連絡 **【水防】**

[危機、建設、消防]

1 水防通信連絡系統

水防時に必要な連絡のため、電話、無線電話等の通信を要する基本的な系統は、◇資料編2-21による。

なお、主な関係機関と電話番号は、◇資料編2-22による。

◇資料編2-21：**【水防】**水防時における通信連絡基本系統図

◇資料編2-22：**【水防】**水防関係機関電話番号一覧

2 放送局通信施設の使用

放送局に一般放送を要請する事例は次のとおりであるが、各水防機関は停電等による通信不能を考慮し、非常用ラジオを備えるよう努める。

- (1) 国土交通省及び県機関の行う洪水予報、水防警報及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位情報
- (2) 水防管理者、県機関等の行う立退きの指示
- (3) 他の通信が途絶したとき特に必要とする事項

3 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信が不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 国土交通省関係通信施設
- (3) 鉄道通信施設
- (4) 電力会社関係通信施設

4 災害時優先電話

- ・NTTでは法律に基づき一般の通話に対して規制が出来るようになっている。(電気通信事業法)

- ・災害時優先電話とは、こうした規制の対象にならない特別な指定を受けている電話のことである。（電話サービス契約約款）
- ・災害時優先電話の指定にあたっては、N T Tにおいて国や地方公共団体等の機関に限定している。
- ・一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めているとおり、「災害の予防若しくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

第6節 水防監視 **【水防】**

[危機、建設、消防]

水防関係者は、河川、海岸、堤防及び土石流発生危険箇所並びにその他水防に影響のある工作物を随時に監視するとともに、気象台の予報により異常降雨が予測される場合は、地区それぞれの特質を勘案し、万全の措置をとる。

一般的に水害の発生しやすいところは、天井川の沿岸、低湿地帯、霞堤箇所、海岸の周辺、扇状地、旧河川地帯、急傾斜地等が考えられる。特に注意が必要な箇所は、次のとおりである。

なお、津波による被害に注意を要する区域は、◇資料編9－9による。

◇資料編9－9：推定津波浸水深・到達時間

(1) 重要水防箇所(直轄(国)、県)

◇資料編7－7：**【水防】**直轄(国管理)区間重要水防箇所（静岡水防区）

◇資料編7－8：**【水防】**県管理区間重要水防箇所（静岡水防区）

※台風等による被災からの応急復旧箇所について、水防管理者は、重要水防箇所に準ずるものとして扱い、通常時の点検並びに水防活動時に巡視・警戒を行い、水害の軽減、防止に努める。対象とする応急復旧箇所については、毎年水防区（土木事務所）が定め、水防管理者に別途通知する。

(2) 湛水(浸水)注意箇所

◇資料編7－10：**【水防】**湛水（浸水）注意箇所

(3) 土石流危険溪流箇所

◇資料編7－4：土砂災害（特別）警戒区域指定箇所数

(4) 水防上注意を要する水門等一覧

◇資料編7－9：**【水防】**水防上注意を要する水門等一覧

(5) 水防上重大な影響のある橋りょう

◇資料編7－11：**【水防】**水防上重大な影響のある橋りょう

(6) 安倍川・富士川水防警報水位観測所横断図

◇資料編4－53：**【水防】**安倍川・富士川水防警報水位観測所横断図

第7節 地下街などの危険区域の状況把握

[危機、財政、福祉、衛生、こども、都市、建築、教育]

水防本部は、洪水予報等の伝達をはじめ、水防状況を把握するために必要があるときは浸水想定区域内にある次の危険区域について巡視や相互連絡等を行う。

(1) 浸水想定区域内の地下街等

◇資料編 4－16：洪水・内水・高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等一覧

※ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等への洪水予報等の伝達系統図

◇資料編 4－18：洪水・土砂・津波災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等・要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達系統図

(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

◇資料編 4－17：洪水・土砂・津波災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表

第 8 節 気象予報等の情報収集、伝達

[危機、総務、建設]

1 雨量・水位の観測

気象予報、雨量、河川の水位については、以下の表のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から情報を収集・監視する。

表 3-3 気象予報等の提供方法

情報の内容	提供方法及び URL
気象警報、雨の動き	あなたの街の防災情報 https://www.jma.go.jp/bosai/
気象情報(雨量、風速など)	アメダス https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas
降雨の短時間予測	雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト) https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/
洪水警報の危険度分布	洪水キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood
大雨警報(浸水害)の危険度分布	浸水キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund
雨量・河川水位	川の防災情報 https://www.river.go.jp/
静岡県内の河川の水位、雨量、気象情報	静岡県土木総合防災情報(サイポスレーダー) https://sipos.pref.shizuoka.jp/
巴川流域の浸水情報	巴川浸水情報システム https://tomoegawa-system.jp/

※ 雨量観測所、水位観測所、水門水位観測所、監視カメラは◇資料編 4－50 による。

◇資料編 4－50：【水防】雨量観測所・水位観測所・水門水位観測所・監視カメラ

2 伝達事項

次の事項について必要と認められるものを伝達する。

(1) 気象予報

◇資料編 8-1：気象等の予報及び警報の種類と発表基準

(2) 洪水予報

(▼第9節「洪水予報」に準ずる。)

(3) 水防警報及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位情報

(▼第10節「水防警報等」に準ずる。)

(4) 避難の警告と立退きの指示

(5) 水防の解除

(6) その他の必要な事項

3 伝達の方法

(1) 同報無線等[同報無線の放送内容の電話案内サービス(番号：054-269-5656)を含む]

(2) ウェブサイト

- ・市ホームページ
- ・静岡市防災ナビ
- ・巴川浸水情報システム

(3) メール(静岡市防災メール、緊急速報メール)

(4) 緊急情報防災ラジオ(コミュニティFM放送(S-Wave 76.9MHz))

(5) テレビ局等への情報提供

4 伝達系統 **【水防】**

(1) 気象警報等の伝達等系統図(津波に関するものを除く。)は、◇資料編 2-7による。

◇資料編 2-7：気象等の予報(注意報)及び警報伝達系統図

(2) 津波に関する注意報及び警報は、◇資料編 2-23による。

◇資料編 2-23：津波に関する注意報及び警報伝達系統図

第9節 洪水予報 **【水防】**

[危機、区、建設、消防]

国土交通大臣が指定した安倍川に係る洪水予報は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所と静岡地方気象台が共同で発表する。

また、富士川に係る洪水予報は、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、静岡地方気象台が共同して発表する。

1 安倍川洪水予報計画

平成5年3月26日 運輸省・建設省 告示第3号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区域
安倍川	左岸 葵区油島字青木二十五番一地先から海まで
	右岸 葵区中沢字札場六百九十三番三地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)
安倍川	手越	静岡市駿河区手越	右岸河口より 4.07km	2.40m	3.40m	4.00m
	牛妻	静岡市葵区牛妻	左岸河口より 17.08km	3.00m	4.10m	4.60m

(3) 洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
安倍川	静岡河川事務所 静岡地方気象台	静岡河川事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル 5 相当)	堤防からの越水又は破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき静岡河川事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル 4 相当)	急激な水位上昇により、まもなく氾濫水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル 4 水位)に到達したとき	同上
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル 3 相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル 4 水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル 3 水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル 2 相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル 2 水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 安倍川洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的に F A X 又はオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

◇資料編 2-24: 【水防】安倍川洪水予報連絡系統図

2 富士川洪水予報計画

平成 8 年 3 月 22 日運輸省・建設省 告示第 1 号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区域
富士川	左岸 静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで
	右岸 静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで

(2) 洪水予報の対象となる基準水位観測所

※ 静岡県内対象観測所は南部観測所のみである。

河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)
富士川	南部※	山梨県南巨摩郡南部町内 船	右岸河口から 29.8km	3.80m	4.40m	5.10m

(3) 洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
富士川	甲府河川国道事務所 甲府地方気象台 静岡地方気象台	甲府河川国道事務所長 甲府地方気象台長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル 5 相当)	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル 4 相当)	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇がみこまれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル 3 相当)	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
氾濫注意情報 (洪水注意報)	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき

(警戒レベル 2 相当)	・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
氾濫注意情報 (警戒情報解除) (洪水注意報) (警戒解除) (警戒レベル 2 相当)	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
氾濫注意情報解除 (洪水注意報解除)	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(5) 富士川洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的に F A X 又はオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

◇資料編 2 - 25 : 【水防】富士川洪水予報連絡系統図

第 10 節 水防警報等 【水防】

[危機、区、建設、消防]

1 国土交通大臣が行う水防警報等とその措置

<河川>

- ・安倍川の区域の水防警報の発表は、国土交通省静岡河川事務所長が、富士川の区域の水防警報の発表は同甲府河川国道事務所長が行うものとし、水防警報(津波)の種類、内容及び発表基準に基づき静岡県知事に通知する。
- ・藁科川の区域の水位が特別警戒水位に達したときは、同静岡河川事務所長は静岡県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させる。
- ・静岡県知事は、水防警報の通知を受けたときは警報事項を、水位到達情報の通知を受けたときはその通知に係る事項を水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。
- ・氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報(氾濫注意水位を下回った場合の情報(氾濫注意情報の解除)を含む)、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行う。

(1) 水防警報を発表する河川名及び区域

水系名	水防警報 計画名	河川名	区域	延長
安倍川	安倍川水防 警報計画	安倍川	(左岸) 葵区油島字青木 25 番 1 地先から海まで (右岸) 葵区中沢字札場 693 番 3 地先から海まで	22, 680m
	安倍川水防 警報計画 (津波)	安倍川	(左岸) 葵区南安倍 2 丁目 65 地先駿河大橋から海まで (右岸) 駿河区丸子新田 27 地先駿河大橋から海まで	3, 650m
富士川	-	富士川	(左岸) 富士宮市下稲子から海まで (右岸) 富士宮市内房から海まで	18, 000m

(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

水系名	水防警報計画名	河川名	区域	延長
安倍川	安倍川水防警報計画	(支川) 藁科川	(左岸) 葵区大原字稲木山 1726 番 3 地先から安倍川幹川合流点まで (右岸) 葵区富厚里字八重ヶ瀬 1052 番 2 地先から安倍川幹川合流点まで	8,910 m

(3) 水防警報を公表、水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	計画高水位	氾濫する可能性がある水位	現況堤防高	堤内地盤高
安倍川	安倍川	牛妻	葵区牛妻 (左岸河口から 17.1 km)	2.20m	3.00m	3.70m	4.10m	4.60m	5.51m	6.02m	左 8.4m 右 6.1m	左 5.9m 右 0.6m
		手越	駿河区手越 (右岸河口から 4.1 km)	1.50m	2.40m	3.00m	3.40m	4.00m	4.82m	5.88m	左 7.3m 右 5.7m	左 3.9m 右 3.0m
	藁科川	奈良間	葵区奈良間 (右岸合流点から 9.7 km)	2.30m	3.70m	4.70m	6.40m	(7.70m) ※1	8.02m	—	左山付 右 9.1m	左山付 右 5.5m
富士川	松岡		富士市松岡 (左岸河口から 3.77km)	2.00m	2.50m	—	—	—	8.08m	—	左 10.8m 右 9.9m	左 4.5m 右 8.2m

※1 奈良間観測所の氾濫危険水位欄の水位は「洪水特別警戒水位」(氾濫危険水位に相当する水位)である。

- (注) 1 水防団待機水位(指定水位)は、水防団、消防団等が水防活動に入る準備を行うための水位。
 2 氾濫注意水位(警戒水位)は、出動の準備に入る水位。
 3 出動水位は、水害の発生に備え出動する水位。
 4 避難判断水位は、高齢者等避難発表の目安となる水位である。
 5 氾濫危険水位は、避難指示の発表判断の目安となる水位である。

(4) 水防警報の種類、内容及び発表基準

ア 安倍川・藁科川／国土交通省 中部地方整備局

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防団員等の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき

種類	内容	発表基準
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

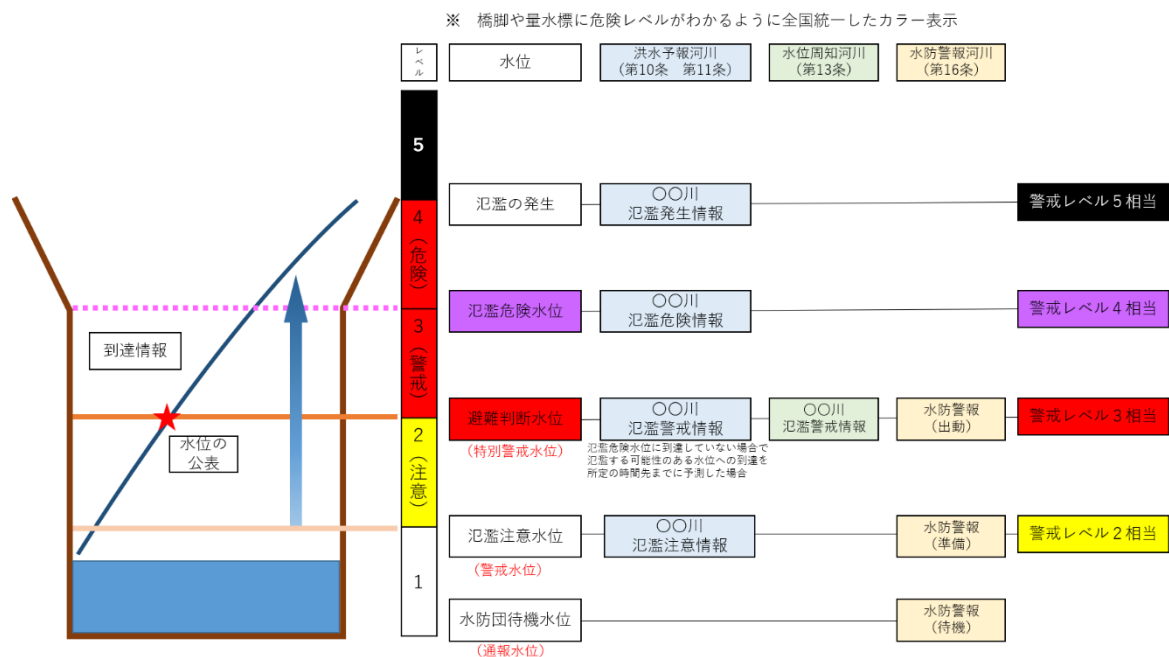
イ 安倍川／国土交通省 中部地方整備局（津波）

種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2 水防活動の必要があると認められなくなったとき

ウ 富士川／国土交通省 関東地方整備局

種類	内容	発表基準
待機	1 不意に出水あるいは、水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報、警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信、輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他河川の状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他河川の状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他、水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

<参考>



(5) 水防警報等の伝達系統図

水防警報及び氾濫危険水位情報の伝達方法は基本的にはFAXにより伝達する。その後、電話にて受領の確認を行う。ただし、氾濫危険水位情報は、直接、市長に伝達される。

ア 安倍川水防警報連絡系統図(支川藁科川を含む)

◇資料編 2-26: 【水防】安倍川水防警報連絡系統図(支川藁科川を含む)

イ 富士川(釜無川を含む)水防警報連絡系統図

◇資料編 2-27: 【水防】富士川水防警報連絡系統図(釜無川を含む)

<海岸>

富士海岸(蒲原)の区域に係る水防警報は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所長が発表する。

(1) 水防警報等を行う海岸及び区域(津波の水防警報を含む)

海岸名	水防警報 計画名	区域	区域延長
富士海岸 (蒲原)	富士海岸(蒲原) 水防警報計画	起点 清水区蒲原字向島 5245 番 4 地先から 終点 清水区蒲原堰沢字道外 961 番 1 地先まで	約 4 km

(2) 水防警報の対象高波観測所

海岸名	観測所名	所管	所在地	位置	現況 堤防高
富士海岸 (蒲原)	鮫島	国土交通省 静岡河川事務所	富士市鮫島	沖合距離 約 0.40 km 設置水深 -39m	12.0~
	石廊崎	気象庁 静岡地方气象台	賀茂郡南伊豆町 石廊崎	測定範囲 沖合約 200m~400m	15.0m

(3) 水防警報の種類、内容及び発表基準(高潮)

種類	内容	具体的な発表基準【富士海岸(蒲原)】
待機・準備	水防団及び消防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	・静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、鮫島観測所で義波高 3.0m以上、又は石廊崎観測所で義波高 4.5m以上が観測されたとき。 ・気象情報、ＣＣＴＶ情報等を勘案して発表が必要と判断されるとき。
出動	水防団及び消防機関が出動する必要がある旨を連絡するもの。	・気象情報(台風進路予測等)より、今後、鮫島観測所の義波高が 5.4m以上になると予想され、さらにＣＣＴＶ情報等により水防団等の出動が必要と判断されるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	・鮫島観測所で義波高 5.4m以上が観測され、さらに気象情報、ＣＣＴＶ情報等を勘案して発表が必要と判断されるとき。 ・気象情報、ＣＣＴＶ情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断されるとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	・鮫島観測所で義波高 6.5m以上が観測され、さらに気象情報、ＣＣＴＶ情報等により、発表が必要と判断されるとき。 ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知をする一方で、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	・鮫島観測所で義波高 6.5mを下回り、気象情報、ＣＣＴＶ情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき。
解除	激しい越波の発生のおそれが無くなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨、及び一連の水防活動警報を解除する旨を通告するもの。	・鮫島観測所で義波高 3.0mを下回り、気象情報、ＣＣＴＶ情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(4) 富士海岸(蒲原)水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は基本的にはFAXにより伝達する。その後、電話にて受領の確認を行う。

◇資料編 2-28: 【水防】富士海岸(蒲原)水防警報連絡系統図

2 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

- ・ 巴川、長尾川、丸子川、藁科川、足久保川、興津川、庵原川及び山切川の区域の水位が特別警戒水位に達したとき、静岡県知事は水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。
- ・ 氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報（要現認）の発表は、可能な範囲で行う。
- ・ 上記の河川について通知をした静岡県知事は、その通知に係る事項を静岡市長に通知する。
- ・ 本市においては、県知事が指定し水防警報が発表される河川の該当はない。

（１） 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

水系名	河川名	区域	延長
巴川	巴川	(左岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで (右岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで	14,550m
	(支川) 長尾川	(左岸) 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで (右岸) 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで	6,800m
安倍川	(支川) 丸子川	(左岸) 静岡市駿河区丸子丸子橋付近～安倍川合流点まで (右岸) 静岡市駿河区丸子丸子橋付近～安倍川合流点まで	6,280m
	(支川) 藁科川	(左岸) 静岡市葵区小島から静岡市葵区大原直轄管理境まで (右岸) 静岡市葵区小島から静岡市葵区富厚里直轄管理境まで	8,500m
	(支川) 足久保川	(左岸) 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで (右岸) 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで	9,230m
興津川	興津川	(左岸) 清水区和田島落差工～海まで (右岸) 清水区和田島落差工～海まで	12,300m
庵原川	庵原川	(左岸) 清水区庵原町いほはら橋～海まで (右岸) 清水区庵原町いほはら橋～海まで	3,600m
	(支川) 山切川	(左岸) 清水区山切～庵原川合流点まで (右岸) 清水区山切清水山切公園～庵原川合流点まで	2,000m

（２） 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機 (通報)水位	氾濫注意 (警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険 (特別警戒)水位 (洪水)	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高
巴川	巴川	能島	清水区能島 (河口から 5.0 km)	2.56m	3.16m		3.40m	4.92m	左 5.55m 右 5.59m	左 5.47m 右 5.01m
		上土	葵区上土二丁目 (河口から 10.4 km)	2.20m	2.70m		3.00m	3.39m	左 3.82m 右 3.58m	左 3.91m 右 4.64m
	長尾川	水梨橋	葵区瀬名三丁目 (本川合流点から 4.3 km)	1.60m	2.20m		2.30m	3.03m	左 5.20m 右 5.60m	左 5.20m 右 5.60m

水系名	河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機 (通報)水位	氾濫注意 (警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(洪水 特別警戒)水位	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高
安倍川	丸子川	丸子	駿河区丸子 (本川合流点から 6.2 km)	1.40m	2.40m		2.70m	3.20m	左 5.00m 右 4.40m	左 5.00m 右 4.40m
	藁科川	富沢橋	葵区富沢 (本川合流点から 12.3 km)	2.80m	4.00m		4.08m	5.06m	左 5.23m 右 5.26m	左 5.23m 右 5.26m
	足久保川	足久保	葵区足久保口組 (本川合流点から 1.75 km)	0.78m	1.22m		1.43m	1.45m	左 3.60m 右 3.71m	左 3.14m 右 1.46m
興津川	興津川	興津	清水区興津東町 (河口から 0.3 km)	1.40m	1.70m		2.30m	3.10m	左 4.60m 右 4.60m	左 1.20m 右 1.80m
		和田島	清水区和田島 (河口から 11.9 km)	2.20m	2.60m		2.90m	2.91m	左 4.24m 右 4.04m	左 4.80m 右 4.40m
庵原川	庵原川	庵原	清水区尾羽 (河口から 1.5 km)	2.30m	3.00m		3.20m	3.80m	左 5.87m 右 5.80m	左 3.26m 右 4.28m
	山切川	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃

(注) 1 水防団待機水位(通報水位)は、水防団、消防団等が水防活動に入る準備を行うための水位。

2 氾濫注意水位(警戒水位)は、出動の準備に入る水位。

3 避難判断水位が設定されていない河川においては、氾濫注意水位(警戒水位)の超過、大雨警報の発表及び今後の降雨予測等、状況に応じて高齢者等避難を発表する。

4 氾濫危険水位は、避難指示の発表判断の目安となる水位である。

(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準

- ・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水位(警戒水位)を越える水位であって、計画高水位若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発表、情報伝達の及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位である。
- ・この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」(水防法第13条)。
- ・水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

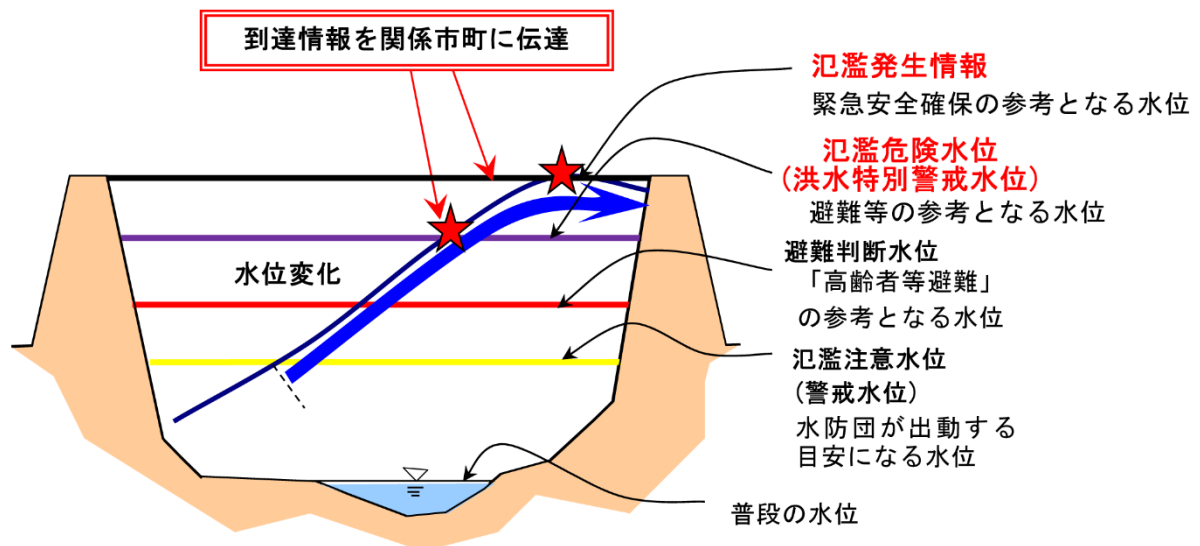


図 3-1 静岡県の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の設定

(4) 水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後、電話にて受領の確認を行う。

◇資料編2-29：【水防】静岡土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

第11節 巡視及び警戒とその措置 【水防】

[危機、農政、建設、消防]

1 巡視

- ・水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸堤防、津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸、津波防護施設等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求めなければならない。(水防法第9条関係)
- ・上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。
- ・河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。
- ・水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所、応急復旧箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 警戒

- ・水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、県から非常配備体制が発表されたとき、又は気象等の悪化が予想されるとき等は、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

- ・次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、静岡水防区長及び河川等の管理者に報告し、静岡水防区長は県水防本部長に報告するものとする。
- ・巡視・警戒中に、堤防、ダムその他の施設の決壊、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、直ちに▼「第 15 節 堤防等の決壊時の処置」に基づく通報をするものとする。
- ・高潮・津波の場合は、その襲来までの時間的余裕を十分考慮して自身の安全及び避難を優先して監視及び警戒にあたるものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位(潮位)の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側(又は海側)堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋りょうその他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第 12 節 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送 【水防】

[危機、建設、消防]

1 資器材の整備

- (1) 水防倉庫の設置状況及び備蓄されている資器材は、◇資料編 4－51 による。

◇資料編 4－51： 【水防】水防用資器材一覧

- (2) 水防分団長又は消防分団長は、資材確保のため、重要水防区域近在の竹木等の所在等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材が使用又は損傷等により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする
- (3) 水防管理者は、水防管理団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省静岡河川事務所長又は県静岡土木事務所長に電話等にて承認を受ける。
- (4) 水防倉庫に整備する資器材の基準は、下記のとおりとする。ただし、水防管理者は、地勢その他の状況により必要があると認めるとき、又は地域(危険箇所)の特性等により、その数量を増減及び品目の変更をすることができる。

品目	杭木	土のう袋	縄	鉄線	蛸木	掛矢	担架
数量	500 本	1000 枚	250kg	100kg	5 丁	10 丁	20 本
品目	ショベル	つるはし	鋸	斧	ペンチ	照明具	救命綱
数量	30 丁	3 丁	5 丁	5 丁	5 丁	5 灯	5 本

- (5) 県は、広域かつ多数の被害に対し、被災から迅速に応急復旧を行えるよう、水防資材ストックヤードを整備し、コンクリートブロック等の水防資材を備蓄するとともに備蓄資材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。なお、県内水防資機材ストックヤードの整備状況は、「静岡県水防計画「資料編Ⅱ」 水防ストックヤード及び水防用資材備蓄状況一覧表」による。

2 輸送の確保

水防本部は、非常の際における資器材等の輸送を確保するため、車両を配備するとともに、

輸送経路を定めておく。なお、輸送車の車種及び常置場所は、◇資料編 4－52による。

◇資料編 4－52：【水防】水防車・輸送車・作業車一覧

第 13 節 水防活動の実施 【水防】

[危機、消防]

1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、水防従事者は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

2 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

3 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の配備の解除

水防管理者は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知する。

なお、配備の解除を発令したときは、所管する静岡水防区長を経由して県水防本部長に報告する。

(2) 水防団及び消防団の配備の解除

ア 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。

イ 水防団員及び消防団員は、2による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

ウ 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

エ 使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 14 節 避難 【水防】

[危機]

1 避難の指示

- ・洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条に基づき、県水防本部長(静岡県知事)、静岡水防区長(県静岡土木事務所長)の命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- ・その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。
- ・水防管理者の行う避難指示は、(▼共通対策編 第 3 章 第 9 節 避難救出計画「1 避難情報の発表」及び「2 避難の指示の伝達方法」に準ずる。)

2 避難のための立退き計画

水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、当該区域を管轄する警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておく。

第 15 節 堤防等の決壊時の処置 **【水防】**

[危機、消防]

1 堤防等の決壊(被害情報)の通報(水防法第 25 条)

(1) 水防管理者(市町)、消防機関の長(消防長、消防団長)、水防団長の通報

堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長は、すみやかに付近の住民、所轄水防区長(土木事務所長)、管轄警察署又は交番・駐在所等に通報するものとする。河川法に規定する河川について、水防区長に通報する際は、現地確認情報(画像・映像等)とともに行うよう努める。

なお、付近の住民への通報に際しては、迅速な情報伝達に努めるものとする。

(2) 水防区長の通報

この通報を受けた静岡水防区長は、県水防本部及び管轄警察署長に、直轄管理区域河川については、所轄する国土交通省(静岡河川事務所長又は甲府河川国道事務所長)にも通報するものとする。

(3) 隣接水防管理者の通報

(1)の通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難情報の発表に資する事象として情報提供するものとする。

◇資料編 2-30 : **【水防】**決壊情報の通報連絡系統図

2 決壊後の処置(水防法第 26 条)

決壊箇所等については、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第 16 節 水防信号及び標識並びに身分証票 **【水防】**

[危機、消防]

1 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号(昭和31年県規則第75号)は、次表のとおりである。

区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号(余いん防止符)
第一信号	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第二信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約 5 秒約 6 秒 約 5 秒約 6 秒 約 5 秒約 6 秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第四信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約 1 分約 5 秒 約 1 分約 5 秒 ○—— 休止 ○—— 休止
注意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げないこと 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする		

2 標識

・水防優先標識

水防のため現場に赴く職員及び車両の優先通行標識は、◇資料編 4－55 による。

◇資料編 4－55 : **【水防】**水防優先標識(車両標識・腕章・標燈)

3 身分証票

水防法第49条第2項による水防団員の身分証票は、◇資料編 4－56による。

◇資料編 4－56 : **【水防】**水防団身分証票

第 17 節 水防報告等 **【水防】**

[危機、消防]

1 県水防本部長との連絡

水防管理者は、洪水・高潮等に際して水防活動を実施し、水防活動を終了したときは、水防団・消防団等からの報告（目安は3日）を基に次の記録を作成、保管し、水防活動実施後7日以内に静岡水防区に報告しなければならない。特に水防功労者表彰の申請については、実状を調査し内容を審査したうえ、功績順位並びに意見を附して報告する。

(1) 水防報告事項

水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- イ 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ウ 警戒出動及び解散命令の時刻
- エ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- オ 水防作業の状況
- カ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- キ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ク 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ケ 応援の状況
- コ 居住者出勤の状況
- サ 警察関係の援助の状況
- シ 現場指導の官公署氏名
- ス 立退きの状況及びそれを指示した理由
- セ 水防関係者の死傷
- ソ 殊勲者及びその功績
- タ 殊勲水防団等とその功績
- チ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防管理者への報告

水防分団長又は消防分団長は、警戒中の水位観測その他警戒中の水位及び災害危険の状況を、速やかに、水防実施状況報告書により水防団長又は消防団長に報告する。水防団長又は消防団長は取りまとめの上、水防管理者に報告する。

第 18 節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 **【水防】**

[危機、財政、区、福祉、衛生、こども、建築、建設、教育]

1 洪水対応

(1) 洪水浸水想定区域の指定

国土交通大臣及び県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想

定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表

(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1044017/index.html>)するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、水位到達情報その他の人的災害を生じるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法

イ 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

ウ 法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。))でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設(ア又はイに掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)

オ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 洪水ハザードマップ

市長は、地域防災計画において定めた上記(2)ア～オに掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 8 条第 3 項に規定する事項を含む。)を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講ずることとする。

(4) 予想される水災の危険の周知等

- ・市長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努める。
- ・市長は、水害リスク情報を把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表等により住民等に周知することとする。
- ・市長は、図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

(5) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

- ・水防法第 15 条第 1 項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止

を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

- ・地下街等の所有者又は管理者は、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行い、その結果を市長に報告するものとする。
- ・地下街等の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。
- ・市は、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

- ・水防法第 15 条第 1 項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告するものとする。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。
- ・市は、地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

2 津波対応

(1) 要避難地区等の設定

(▼「◇資料編 8－7」に準ずる。)

◇資料編 8－7：静岡市津波避難計画

(2) 津波災害警戒区域の指定

- ・県は、津波防災地域づくりに関する法律に則り、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定する。
- ・県は、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用

(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/minato/1003560/1049186/index.html>)により公示するとともに、関係市町の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

(3) 津波浸水想定図

津波防災地域づくりに関する法律に則り、県では、平成 25 年 6 月に公表した静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）での想定津波浸水域図（レベル 2 の津波の最大浸水深図（重ね図））を基に、津波浸水想定図を作成し、公表

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/jishintsunami/1040794/1029853.html>) している。この津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項の規定により県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が

悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深)である。

(4) 津波災害警戒区域の指定に伴う地域防災計画の拡充

防災会議は、地域防災計画において、次に掲げる事項について定める。

ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(5) 市民等への周知・啓発

- ・市は、津波被害から市民の安全な避難行動を確保するため、津波に関する情報収集の方法、避難行動の方法、津波の到達範囲や到達時間、基準水位(津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位)、避難施設などを示した津波ハザードマップを作成する。
- ・市は、津波ハザードマップの使い方などの理解を深めるため、地域住民への配布、市ホームページでの公開、公共施設での配架、住民説明会の開催などの周知・啓発活動を行う。

(6) 要配慮者等利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施

(津波防災地域づくりに関する法律第 71 条関係)

ア 避難確保計画の作成・報告

地域防災計画に定められた要配慮者利用施設(名称及び所在地)の所有者及び管理者は、津波発生時に施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成し、市に報告するとともに公表する。

イ 避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者及び管理者等は、避難確保計画に定める避難訓練を行うとともに、その結果を市長に報告する。

なお、当該施設の所有者、管理者又は、その他の従業者等は、避難確保計画に定める避難訓練に参加するとともに、訓練実施時には必要に応じ、当該施設の利用者に協力を求めるものとする。

ウ 避難確保計画の作成及び避難訓練の報告に対する助言・勧告

市は避難確保計画の作成、避難訓練の実施について報告を受けたときは、当該施設の所有者及び管理者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を行う。

第 19 節 応急仮設住宅等

(▼共通対策編 第 2 章 第 24 節「応急住宅」に準ずる。)

第 20 節 障害物の除去

(▼共通対策編 第 3 章 第 24 節「障害物の除去」に準ずる。)

第 21 節 その他 **【水防】**

[危機、消防]

1 費用負担及び公用負担

(1) 費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第 41 条により本市が負担する。

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事があつせんするものとする。

ア 水防法第 23 条の規定による応援のための費用

イ 水防法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

(2) 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第 28 条により次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両その他の運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記アからエ(イにおける収用を除く。)の権限を行使することができる。

(3) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、水防管理者からの委任を受けた者にあつては、委任証(◇資料編 4-57)を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

(4) 公用負担の証票

水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、次に掲げる命令書(◇資料編 4-57)を作成して、目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

また、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

◇資料編 4-57: **【水防】** 公用負担権限委任証、公用負担命令書

2 公務災害補償

水防団員又は消防団員若しくは水防作業従事者が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となったと

きは、静岡市消防団員等公務災害補償条例(平成15年市条例第289条)により補償する。

(復旧・復興については、▼「共通対策編 第4章 災害復旧計画」による。)

